

犬の飼い主の皆さんへ

ルールとマナーを守って、
人も犬も暮らしやすい街に！

あなたのマナー
見られています！



オシッコもね

「しつけ」
をしましょう！

人や犬に対して長い時間吠えたり
犬同士のケンカなど散歩中のトラブルを
未然に防ぐために、しつけを行うことが大切です。



「適切な長さのリードで」 「リードは放さないで」
つないでください ください



・いざという時に、自分の犬を制御できる
長さのリードでお散歩しましょう。

こんな時は特に

リードでしっかり制御

することが必要です

- ・人にケガをさせそうな時
- ・ほかの犬とケンカしそうな時
- ・車に飛び出しそうな時

・人にケガをさせたり、ほかの犬とトラブル
を起こすかもしれません。

- ・交通事故にあうかもしれません。
- ・迷子になるかもしれません。

そして…

よくしつけられた犬や小さな犬であっても

「犬が苦手」、「犬が怖い」

と思う人もいます。

「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例」で犬のふんの持ち帰り、放し飼いの禁止などの飼い主が
守るべき事項（第7条2項）と違反に対する罰則（第23条、第25条）が定められています。

犬の飼い主の方に守っていただきたいマナーは
動物愛護センターのHPにも掲載しています。



イラスト：平野いづみ

磯子区福祉保健センター生活衛生課 750-2452 横浜市動物愛護センター 471-2111

汐見台自治会連合会事務局 地域環境委員会